

議事日程(第3号)

平成29年3月14日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(7件)

議案第9号 木城町男女共同参画推進条例の制定について

議案第14号 木城町役場課設置条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 木城町税条例等の一部を改正する条例の制定について

2) 産業文教常任委員会付託議案(4件)

議案第13号 木城町小規模企業者経営支援条例の制定について

議案第18号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

3) 予算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第23号 平成29年度木城町一般会計予算

議案第24号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計予算

議案第26号 平成29年度木城町下水道事業特別会計予算

議案第27号 平成29年度木城町介護保険特別会計予算

- 議案第28号 平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第2 議案第29号 農業委員会委員の任命について
- 日程第3 議案第30号 農業委員会委員の任命について
- 日程第4 議案第31号 農業委員会委員の任命について
- 日程第5 議案第32号 農業委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第33号 農業委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第34号 農業委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第35号 農業委員会委員の任命について
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 議案第36号 工事請負変更契約について
- 日程第11 委員会付託の省略
- 日程第12 議案に対する質疑
- 日程第13 総務常任委員会付託陳情審査結果報告
- 日程第14 委員会の閉会中の継続審査
- 日程第15 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第18 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案（7件）
- 議案第9号 木城町男女共同参画推進条例の制定について
- 議案第14号 木城町役場課設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 木城町税条例等の一部を改正する条例の制定について

2) 産業文教常任委員会付託議案 (4件)

議案第13号 木城町小規模企業者経営支援条例の制定について

議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

3) 予算審査特別委員会付託議案 (6件)

議案第23号 平成29年度木城町一般会計予算

議案第24号 平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号 平成29年度木城町簡易水道事業特別会計予算

議案第26号 平成29年度木城町下水道事業特別会計予算

議案第27号 平成29年度木城町介護保険特別会計予算

議案第28号 平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第2 議案第29号 農業委員会委員の任命について

日程第3 議案第30号 農業委員会委員の任命について

日程第4 議案第31号 農業委員会委員の任命について

日程第5 議案第32号 農業委員会委員の任命について

日程第6 議案第33号 農業委員会委員の任命について

日程第7 議案第34号 農業委員会委員の任命について

日程第8 議案第35号 農業委員会委員の任命について

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第10 議案第36号 工事請負変更契約について

日程第11 委員会付託の省略

日程第12 議案に対する質疑

日程第13 総務常任委員会付託陳情審査結果報告

日程第14 委員会の閉会中の継続審査

日程第15 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)

日程第16 議員派遣の件

日程第17 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新

田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第18 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1 番 眞鍋 博君	2 番 神田 直人君
3 番 中武 良雄君	5 番 黒木 泰三君
6 番 堀田 廣幸君	7 番 淵上 三月君
8 番 原 博君	9 番 山田 秋吉君
10 番 内田 重則君	11 番 後藤 和実君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 淵上 達也君	議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 文田 恵子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務課長	中村 宏規君
財政課長	石井 雄二君	会計管理者	津江 邦彦君
まちづくり推進課長	吉岡 信明君	環境整備課長	河野 浩俊君
教育課長	中井 諒二君	税務課長	西田 誠司君
福祉保健課長	小野 浩司君	町民課長	萩原 一也君
産業振興課長	押川 道彦君	代表監査委員	桑原 正憲君

午前8時59分開議

○事務局長（淵上 達也君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（後藤 和実） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は日程に変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会・予算審議特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（後藤 和実） 日程第1、各常任委員会・予算審議特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案7件、議案第9号木城町男女共同参画推進条例の制定について、議案第14号木城町役場課設置条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第15号木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号木城町税条例等の一部を改正する条例の制定について、以上、7件について総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、堀田廣幸君。6番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 平成29年第1回木城町議会定例会において総務常任委員会に審査付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、3月7日の1日間、総務常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第9号木城町男女共同参画推進条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第14号木城町役場課設置条例等の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第15号木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第16号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第17号木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第20号木城町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、総務常任委員長長の報告が終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案4件、議案第13号木城町小規模企業者経営支援条例の制定について、議案第18号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上、4件について産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、淵上三月君。7番、淵上三月君。

○産業文教常任委員会委員長（淵上 三月君） 産業文教常任委員会に付託されました事件は、4件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は、3月7日の1日間、産業文教常任委員会室において、委員5名の全委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第13号木城町小規模企業者経営支援条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第18号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第21号木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第22号木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 以上で、産業文教常任委員長長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、予算審査特別委員会付託議案6件、議案第23号平成29年度木城町一般会計予算、議案第24号平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号平成29年度木城町簡易水道事業特別会計予算、議案第26号平成29年度木城町下水道事業特別会計予算、議案第27号平成29年度木城町介護保険特別会計予算、議案第28号平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、以上、6件について予算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、山田秋吉君。9番、山田秋吉君。

○**予算審査特別委員会委員長（山田 秋吉君）** 平成29年第1回木城町議会定例会において予算審査特別委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、3月8日から10日までの3日間、役場3階大会議室において、委員10名の全委員が出席し、町長部局の課長以下関係職員、教育委員会においては教育長、教育課長以下、農業委員会においては事務局長、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第23号平成29年度木城町一般会計予算、原案可決です。

次に、議案第24号平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第25号平成29年度木城町簡易水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第26号平成29年度木城町下水道事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第27号平成29年度木城町介護保険特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第28号平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決です。

なお、今回の審査に当たりまして、最小経費で最大効果の原点に戻り、事業見直しを徹底し、歳出の削減になお一層、努めていただきたい。また、補助金及び助成金支出の団体等の事業実績を毎回、議長宛に報告していただきたいとの意見がありましたので、報告をさせていただきます。

以上で、予算審査特別委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○**議長（後藤 和実）** 以上で、予算審査特別委員長の報告は終わりました。

ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第23号から議案第28号に至る6議案については、全員により審査いたしましたので質疑は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（後藤 和実）** ご異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第28号に至る6議案の質疑については、省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託議案の17議案について議案番号順に従い、討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第9号木城町男女共同参画推進条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（後藤 和実）** 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号木城町小規模企業者経営支援条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号木城町役場課設置条例等の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号木城町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号木城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号木城町税条例等の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号木城町教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号木城町石河内活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成29年度木城町一般会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成29年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成29年度木城町簡易水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成29年度木城町下水道事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成29年度木城町介護保険特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成29年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第29号

○議長（後藤 和実） 日程第2、議案第29号農業委員会農業委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第3. 議案第30号

○議長（後藤 和実） 日程第3、議案第30号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第4. 議案第31号

○議長（後藤 和実） 日程第4、議案第31号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第5. 議案第32号

○議長（後藤 和実） 日程第5、議案第32号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第6. 議案第33号

○議長（後藤 和実） 日程第6、議案第33号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第7. 議案第34号

○議長（後藤 和実） 日程第7、議案第34号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第8. 議案第35号

○議長（後藤 和実） 日程第8、議案第35号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、ただいまより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第9. 諮問第1号

○議長（後藤 和実） 日程第9、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑は終了しておりますので、これより本件に対する討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本件に対して、金永俊一君を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については金永俊一君を適任とすることに決定いたしました。

日程第10. 議案第36号

○議長（後藤 和実） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第10、議案第36号については、朗読は省略し、町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま追加で上程いただきました議案第36号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号は、工事請負変更契約についてであります。

木城地域ふれあい館新築工事にあたり工事内容に変更が生じたため、請負金額につきましては、消費税分を含む443万3,024円を増額し、3億3,901万7,024円とするものです。

あわせて、工期を7月31日まで変更契約するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定

により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、ご賛同を賜りまして可決をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 和実） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第 1 1. 委員会付託の省略

○議長（後藤 和実） 日程第 1 1、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第 3 6 号については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 6 号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 1 2. 議案に対する質疑

○議長（後藤 和実） 日程第 1 2、議案に対する質疑を行います。

これより議案第 3 6 号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

議案第 3 6 号、工事請負変更契約についてを議題といたします。議案第 3 6 号に対する質疑はありませんか。8 番、原君。

○議員（8 番 原 博君） 変更になった理由はなぜなのか、お願いします。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 工事を担当しております環境整備課です。主な変更につきまして、建築本体の面積等による変更はないんですけれども、基礎ぐいが長くなったことによるものでありまして、ボーリング調査で建物四隅について調査の上設計をしております、くいの深さを 1 5 メーターから 1 6 メーター程度を想定しておったところでは、

実際の地盤の状況を見ますと、想定よりも支持層が深くてくいが長くなりまして、くいの深さが 1 5 メーターから 1 7 メーター 5 0 とぐらいになっております。それで、支持層に 3 メーター以上打ち込む必要があるということで、これが主な理由でございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。1 番、眞鍋君。

○議員（1 番 眞鍋 博君） この業者に対して、過去工事請負契約の変更がちょっと多いという声を聞いたんですけど、その点はどう考えていますか。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 具体的にどういった工事かというのがわかりづらいところなんです。実際にはこの工事に対して、今回のような現場状況の変更であるとか、その後の取り合いと言いますか、建物の関係で言いますと、現地に合わせたときの不具合でありますとか、そういったものについて変更が生じるということで、もちろん減もありますし、増もあるというように、特段、業者に偏って変更が生じるというようなことはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 1番、眞鍋君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 工事請負で、この契約が96.4%と言って100%に近い入札額で落札されているんですね。変更になっていくと、競争入札の制度自体が崩れていくんじゃないかなと思うんです。僕も素人で、単純に考えたら、1,000万円が入札して工事の請負があったからまた追加で200万円出す。そういった形でこうしていくと、当初の競争入札の金額ですかね、そこが崩れてくると思うんですけど、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 落札率につきましては、国なり、上位の機関の設計基準に基づいて工事を発注しておりまして、それに基づいて、業者さんの考えなりで高く落札されたり、低く落札されたりするわけなのでございますが、変更についてはその落札率をそのままスライドさせていくというようなことで、それによって競争が阻害されるとかそういったふうには考えておらないところでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。3番、中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番、中武です。この場所は当初から、ボーリングの段階から土地は非常に軟弱な土地だということで、結構費用もかさむと思うんですが、どの段階で、この追加というのが出てきたんですかね。ボーリングが終わった後なのか、ボーリングの途中で出てきたのか、ボーリングやったら当初予算に入ると思うんですけど、どの段階でそれが発覚したのかだけ教えてください。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） ボーリング調査の補足をさせていただきますが、ボーリング調査につきましては、建物四隅を22メートル程度まで掘り進んで調査をして、最終的に15メートル、16メートル程度にくいの長さを決めたところでございますが、実際に掘り始めて、先ほど言いましたように、支持層に3メートル以上打ち込む必要があるということで、もちろん担当

が現場で立ち会って見ておるわけなんですけれども、極端に言いますと、1本目打ち込んだ時点で3メートル以上打ち込まなくちゃいけないということで、途中でとめるわけにいかないものですから、そういったことで現場判断で数値を確認した上で、3メートル以上打ち込んだところでこういった結果になっておるようなところでございます。実際言いますと、そのくい打ちを始めた時点で、ある程度想定されている状況だということです。

○議長（後藤 和実） 中武君。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番、中武です。ということは、調査段階ではその辺まではわからなかったということですね。工事の段階でそれが発覚したちゅうことでよろしいですね。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） ボーリング調査は、先ほどから申し上げていますように、建物の四隅を掘るわけなんですけれども、そういったときに短辺で20メートル、長辺でいいますと55メートルありまして、実際にくいを打ったときに、その55メートルの間の真ん中あたりに打ったときにはどうしてもその地層のゆがみとかそういうものがありますので、それでくいの上限が出てくるというようなことが出てきたわけでございます。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。6番、堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 今の説明を聞いて、素人にはなかなかわからないですが、要するに、四隅のくいを1メートル50長くしただけのことなんですよね。それは四隅のくいをわづか1メートル50でこれぐらいの金額になるんですか。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 四隅のくいというのはボーリング調査の時点の調査のくいが建物の四隅に打っていると、端から端に打っているということでございまして、実際に基礎ぐいは225本打っております。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 総務常任委員会付託陳情審査結果報告

○議長（後藤 和実） 日程第13、総務常任委員会付託陳情審査結果報告を行います。

閉会中の継続審査になっておりました陳情第7号年金削減法案の廃案を求める意見書の採択を求める陳情について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、堀田廣幸君。6番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 昨年12月の定例会において総務常任委員会に付託され、継続審査としていた陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第93条の規定により、報告いたします。

陳情第7号、年金削減法案の廃止を求める意見書の採択を求める陳情は、不採択であります。理由につきましては、陳情で年金削減法案と称している公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案が、昨年12月15日に参議院本会議において可決されましたので、継続審査を取りやめ、今回、不採択とすることに決めました。

以上で、総務常任委員会付託陳情の審査結果報告を終わります。

○議長（後藤 和実） これより質疑を行います。陳情第7号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。陳情第7号に対する総務常任委員長の報告は不採択であります。

ただいまより討論を行います。

本案に対する賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

なお、採決は起立によることといたします。

本件を不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本件は不採択することに決定いたしました。

日程第14. 委員会の閉会中の継続審査

○議長（後藤 和実） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

まず、総務常任委員長から委員会において審査中の陳情第8号介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める意見書の提出の陳情について、木城町議会会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、陳情第8号は、委員長からの申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、総務常任委員長から陳情第9号国民健康保険制度の改革にあたり、国庫負担割合の引き上げを求める意見書提出の陳情について、木城町議会会議規則第74条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、陳情第9号は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、総務常任委員長から陳情第10号後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を求める意見書提出の陳情について、木城町議会会議規則第74条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、陳情第10号は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第15. 発議第1号

○議長（後藤 和実） 日程第15、発議第1号意見書の提出 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）が、山田秋吉君外8名から提出されております。

提出されました発議第1号については、あらかじめお手元に配付しておりますので、朗読は省略し、提出者9番、山田秋吉君の趣旨説明を登壇の上、求めます。9番、山田秋吉君。

○議員（9番 山田 秋吉君） 発議第1号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

(案)の提案理由説明を行います。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、議員のなり手不足が深刻化していることがあります。昨年の統一地方選においては2割以上に当たる89町村で無投票当選となり、中でも4町村は定数割れという状況でありました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。住民の代表として幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長(後藤 和実) 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発議第1号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第1号意見書の提出 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)を議題といたします。

発議第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 和実) 質疑なしと認めます。

これより発議第1号に対する討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。8番、原君。

○議員(8番 原 博君) 反対します。国が子供たちの将来の年金制度を維持するために厳しく年金を削減する中で、議員の年金を改善する意見書は納得ができないので反対いたします。

○議長(後藤 和実) 賛成の討論はありませんか。6番、堀田君。

○議員(6番 堀田 廣幸君) 賛成です。これからの議員を志す若者の立候補への意欲、あるいは将来の人材の確保、つながると考えております。また、全国町村議会議長会、それから宮崎県町村議会議長会でも強く要望されていることであり、強く意見書提出に賛成するものであります。

○議長(後藤 和実) 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 和実) 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤 和実) 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第1号、意見書の提出 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

（「議長」と呼ぶ者あり） 8 番、原君。

○議員（8 番 原 博君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（後藤 和実） はい。10 分間ですか。暫時休憩。

午前10時01分休憩

午前10時02分再開

○議長（後藤 和実） 暫時休憩をときます。

日程第 16. 議員派遣の件

○議長（後藤 和実） 日程第 16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第 127 条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日、変更等があった場合は議長に一任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、後日、変更があった場合は議長に一任することに決定いたしました。

日程第 17. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（後藤 和実） 日程第 17、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。まず総務常任委員長、堀田廣幸君。6 番、堀田廣幸君。

○総務常任委員会委員長（堀田 廣幸君） 総務常任委員会から報告いたします。

総務常任委員会においては所管事務調査を行いましたので、会議規則第 76 条の規定により、報告を行います。

なお、報告書は議会報告第 1 号としてお手元に配付がしてあります。

調査は、平成28年10月21日から10月22日の2日間で、研修先は埼玉県吉見町と東京都稲城市であります。

参加者は総務常任委員5名全員と、議会事務局廣瀬係長、随員として小野浩司福祉保健課長の総員7名であります。

研修目的は、介護予防、日常生活支援総合事業の取り組みについてであります。特に、埼玉県吉見町では介護予防の取り組みと介護予防施設悠友館の運営について、東京都稲城市では地域包括ケアシステムの構築についてお話をいただきました。

初めに埼玉県吉見町ですが、介護予防施設悠友館は平成14年度に県の補助事業を受け建設されました。平成18年度に法改正があり、要支援1、2の方、いわゆる軽度認定者がそれ以上重症化しないように予防重視型のシステムの導入に合わせて、悠友館の中に地域包括支援センターを設置した。これにより、総合的に予防事業の拡充に努めていく環境ができたとのことでした。

さらに特徴的な取り組みとして平成21年度から3カ年間、国のモデル事業の介護予防実態調査分析事業というモデル事業を取り入れ、運動を中心に進めてきました予防事業を見直し、運動に加え、口腔ケア、栄養改善を具体的に実施する、いわゆる複合型のプログラムを導入していた。

この悠友館では、午前中は一般介護予防事業を実施し、午後は送迎が必要な方を中心に通所型サービスを実施しておられました。

ソフト面だけでなくハード面においても床に滑りどめや転倒防止のために汗をかいたり靴下を履いたままでも滑らない特殊ゴム製のマットが下に敷いてあるなどの安全面でも細かい配慮がなされていました。

また、ささえあいサービス事業では、訪問型サービス事業の中でつながる再生事業として活用されていました。ささえあいサポーターは住民でサポーターの研修を受けられた方が通常ボランティアとして登録をされており、介護予防ボランティアの育成については介助方法、高齢者・障がい者体験、救命処置など合計7回24時間にわたる講習会を開催して、その後介護ボランティアとして登録をし、活動をしていると。現在、登録者が90名ということでした。

また、介護予防リーダー育成事業については、それぞれの公民館でお住いの地区で定期的に住民主体のサロンが開かれて、介護予防に参加される方が多くなるように、そういう機会が多くなるように支援をしていた。

サロンの内容はおしゃべり、会食、健康体操、お花見、手芸、合唱、季節の行事などを行っており、歩いて半径500メートル以内1カ所が目標で、現在町内に33カ所のサロンが設置されております。

吉見町全体としては、介護予防も日常生活支援もしっかりと住民に行き届き、きめ細かく活動されているなという印象を受けました。

次に、東京都稲城市ですが、稲城市といえば、サッカーの東京ヴェルディの本拠地で知られているところであり、都心の新宿から25キロという有利な場所にあり、人口は現在8万7,800人ぐらいですが、2040年までの人口はふえ続ける推計となっておりました。

ここでの新介護保険制度の取り組みでは、公設の施設を稲城市は持っていない、介護に関することは事業所がつくって運営している形になり、全てが民設民営のものであった。

その中で日常生活支援総合事業への早期移行の3つの理由として、1つ目が介護サービス基盤整備への時間的制約と危機意識。2つ目が被保険者の負担増を求める一方で、サービス基盤の構築の作業を事務の都合でおくらせることは、住民の理解が得られない。3つ目が早期の実施が効率的かつ戦略的に有利と、このことに取り組まれている先進地として今回稲城市を研修先として選びました。

女性の担当課長さんからの説明を受けましたら内容に専門的なことが多く、福祉担当の職員が受けるようなお話でしたが、その中で、特に、さきほどの吉見町にもありました介護支援ボランティア制度は、今から10年前、平成19年に全国で一番最初に取り組みを行ったとのことでした。

その中でも注目したのは、生活支援体制事業での生活支援・介護予防サービスの体制づくりであります。地域支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と呼ばれていますが、市内4つの地域包括支援センターに一人ずつ配置し、その生活支援コーディネーターを中心に協議体という会を地域で開き、平成27年から開催している。役割としては地域ニーズの把握、地域づくりにおける意識の統一を図る場及び情報交換の場として、稲城市全体での協議体と地域での協議体ということで行っていたことでもあります。

その他研修内容については、報告書をお読みいただきたいと思います。

最後になります、9ページになります。考察を読み上げます。

考察。

介護保険法改正により新たな地域支援事業として介護予防・日常生活支援総合事業が自治体主体で実施されることになり、今回この総合事業を早期に取り組んでいる自治体で研修を行った。先進自治体では将来の費用面の考慮や住民参加手法、その中で介護予防・日常生活支援事業として住民ボランティアの育成、組織づくりを進めていた。また、これからの高齢化社会に向けて高齢者の経験や技術を生かした成熟した社会づくりを目指していた。

本町においても、新制度の導入に伴い建設される木城地域ふれあい館の条例に規定しており、「町民の健康維持・増進、高齢者等の介護予防及び生きがいに関すること」、「地域住民の交流または世代間交流に関すること」などを継続していくためには、町や指定管理者の力だけでは継続・維持していくことは難しいと考える。町民の力を生かし、ボランティア活動などを組

織としてうまく取り入れ、木城地域ふれあい館に来られる方だけでなく、町内に住んでいる町民全体の健康増進・生きがいがづくりまた、地域間交流を進める事業を見据えて考えなければならぬ。

地方自治体の目的は住民の福祉の増進にあります。議会の目的も同じであり、あと十数年たちますと町民の半数が65歳以上の高齢者になると予測されています。現在建設中の木城地域ふれあい館が真の介護予防・生活支援につながり、多くの町民が利用し喜んでいただける施設として、そして町民が互いに支え合い、助け合うまちづくりを議会も一体となって取り組まなければならない。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 次に産業文教常任委員長、渕上三月君。7番、渕上三月君。

○産業文教常任委員会委員長（渕上 三月君） 産業文教常任委員会からは、特にご報告することはありません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 次に議会運営委員長、原博君。8番、原博君。

○議会運営委員会委員長（原 博君） 議会運営委員会として、報告することはありません。

○議長（後藤 和実） 次に議会広報編集特別委員長、山田秋吉君。9番、山田秋吉君。

○議会広報編集特別委員会委員長（山田 秋吉君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会だよりきじょうの編集作業のため、3月の23日から4月の12日にかけて委員会を開催しますので、皆様のご協力をいただけますようお願いいたします。

また、紙面をつくるにあたり議会の内容等わかりやすく掲載するとともに、第3回目となる誘致企業の紹介を入れるなど、町民の皆様に興味を持っていただけるような紙面構成に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 次に新田原基地対策特別委員長、内田重則君。10番、内田重則君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（内田 重則君） 新田原基地対策特別委員会からの報告を申し上げます。

昨年12月の定例会において新田原基地対策特別委員会が再編され、初めての議会報告となります。議会で採択されました騒音区域等縮小案に反対する意見書を高鍋町基地対策協議会と本町特別委員会とで、12月14日、両議長ともに福岡九州防衛局古川次長外2名に、騒音区域等の見直し案の撤回を求める要望に行つてまいりました。各市町村の要望並びに当委員会の活動を受け、防衛省においても、実際に現地による騒音調査を行うことになり、2月13日から2月24日までの平日10日間、また、今週も木城町役場で実施されております。結果等につきまし

ては、今後も注視し、2市3町枠組みの中で慎重に対応していきたいと思ひます。

以上、報告といたします。

○議長（後藤 和実） ここで暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時20分再開

○議長（後藤 和実） 暫時休憩を解きます。（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 訂正をお願いしたいと思ひます。

先ほどの所管事務調査報告の中で、所管事務の日時を平成28年10月21日から10月22日の2日間と申しましたが、11月21日から11月22日の印刷物の訂正をお願いいたします。日時を、平成28年10月21日を11月21日から10月22日を11月22日に修正をお願いいたします。

以上です。

○議長（後藤 和実） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第18. 各委員会の閉会中の調査

○議長（後藤 和実） 日程第18、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員長から所管事務の調査について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員長から基地対策に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集特別委員長、新田原基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（後藤 和実） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る、3月3日に開会されて以来、本日までの12日間にわたり慎重にご審議いただき、また

執行部におかれましても、特段のご協力をいただき予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成29年第1回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言が求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。12日間にわたりました第1回木城町議会定例会における議案のご審議、まことにありがとうございました。今、議会上程の36議案及び諮問1件、全て原案のとおり承認、可決、同意、適任をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

一般質問の中では建設的なご意見、ご提言をいただいたところでもあります。また、審議の間におきましても、ご意見、ご指摘をいただいたところでもあります。しっかりと受けとめ、これからの町政運営執行にあたり十分心して努めてまいりたいと思います。

いよいよ平成29年度の事務事業が4月1日からスタートいたします。私も1期目の折り返しに入ることになります。みんなで創る明日に向けて翔くまち木城、そして、人が元気、地域が元気、住んでよかったと思えるまちづくりの実現のために、引き続き議員の皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当面の諸行事につきましてはお手元に配付をしております。喫緊には3月16日木城中学校の卒業式、18日にはめばえ保育園の卒園式、23日には木城小学校の卒業式が予定をされています。ご出席賜りまして、立派に一回り大きく成長いたしました園児、児童生徒をお祝いしていただければ幸いに存じます。

このように年度末多くの行事が予定されていますので、議員各位におかれましては、健康にご留意をいただき、お繰り合わせの上、ご出席していただきますようお願い申し上げます。お礼と当面する行事へのご参加をお願いいたします。

なお、産業振興課の森繁美課長補佐及び財政課の石井雄二課長が3月31日付をもって退職をされますので、ご報告をさせていただきます。

改めまして、3月定例議会どうもありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（淵上 達也君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時27分閉会
